

表3-22 遮音性能を有する界壁・天井の構造（昭45告示第1827号）

界壁（下地等なし） 右のいずれかに該当するもの	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造（厚さ10cm以上）	
	コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造、石造（肉厚および仕上材料の厚さ合計10cm以上）	
	土蔵造（厚さ15cm以上）	
	気泡コンクリート（厚さ10cm以上）の両面にモルタル塗等*1（厚さ1.5cm以上）	
	軽量コンクリートブロック（肉厚5cm以上）の両面にモルタル塗等*1（厚さ1.5cm以上）	
	木片セメント板*2（厚さ8cm以上）の両面にモルタル塗等*1（厚さ1.5cm以上）	
	鉄筋コンクリート製パネル*3（厚さ4cm以上）の両面に木製パネル*4	
	土塗真壁造（厚さ7cm以上）で四周に空隙のないもの	
界壁（堅固な構造の下地等あり） 右のいずれかに該当するもの	厚さ13cm以上の大壁造で、下地等の両面を右のいずれかの仕上としたもの	鉄鋼モルタル塗または木ずりしっくい塗（塗厚さ2cm以上）
		[木毛セメント板張またはせっこうボード張] + [モルタル塗またはしっくい塗（厚さ1.5cm以上）]
		モルタル塗+タイル張（厚さ合計2.5cm以上）
	右のいずれかに該当するもの にも	[セメント板張または瓦張] + モルタル塗（厚さ合計2.5cm以上）
界壁厚さ*5 10cm以上で、内部に厚さ2.5cm以上のグラスウール*6またはロックウール*7を張ったもの		
天井	界壁両面を以下 i または ii で覆ったもの i. [せっこうボード（厚さ1.2cm以上）、岩綿保温版（厚さ2.5cm以上）、木毛セメント板（厚さ1.8cm以上）] + 亜鉛めっき鋼板（0.09cm以上） ii. せっこうボード（厚さ1.2cm以上）× 2枚以上	
	せっこうボード（厚さ0.95cm以上）+ グラスウール*8またはロックウール*9（厚さ10cm以上）	
強化せっこうボード*10 2枚以上（厚さ合計36mm以上）*11		

*1 モルタル塗、プaster塗またはしっくい塗。

*2 かさ比重が0.6以上のものに限る。

*3 1㎡あたりの質量が110kg以上のものに限る。

*4 1㎡あたりの質量が5kg以上のものを堅固に取り付けた場合に限る。

*5 仕上材料の厚さは含まない。

*6 かさ比重0.02以上のものに限る。

*7 かさ比重0.04以上のものに限る。

*8 かさ比重0.016以上のものに限る。

*9 かさ比重0.03以上のものに限る。

*10 ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率95%以上、ガラス繊維の含有率0.4%以上、ひる石含有率2.5%以上に限る。

*11 その他、平28告示第694号に定める配管・風道の貫通措置および取合い部の炎侵入防止措置に適合し、開口部を設ける場合は遮音上有効な構造とすること。

第7章 仮設建築物等

第7条の4（国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査）	○			
第7条の5（建築物に関する検査の特例）	○			
第7条の6（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）	○			
第12条第1項～第4項（報告、検査等）	○	○	○	○
第15条（届出及び統計）	○			
第18条（第25項を除く）（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続きの特例）	○			
第19条（敷地の衛生及び安全）	○			
第21条（大規模の建築物の主要構造部等）	○	○	○	○
第22条（屋根）	○	○	○	○
第23条（外壁）	○		○	
第24条（木造建築物等である特殊建築物の外壁等）			○	○
第24条の2（建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置）			○	
第25条（大規模の木造建築物等の外壁等）			○	
第26条（防火壁）	○	○	○	○
第27条（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）			○	○
第30条（長屋又は共同住宅の各戸の界壁）		○		
第31条（便所）	○		○	
第33条（避雷設備）	○			
第34条第2項（昇降機）	○	○	○	○
第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）	○	○		
第35条の2（特殊建築物等の内装）			○	○
第35条の3（無窓の居室等の主要構造部）			○	○
第36条（第2章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準）（第19条、第21条、第26条、第31条、第34条、第34条第2項および第35条に係る部分に限る）	○			
（第21条、第26条、第34条第2項および第35条に係る部分に限る）		○		
第37条（建築材料の品質）	○		○	
第39条（災害危険区域）	○	○		
第40条（地方公共団体の条例による制限の附加）	○	○		
第87条第1項（用途変更に対する法の準用）			○	
第87条第2項（用途変更に対する法の準用）			○	○
第3章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途	○	○	○	○
令 第22条（居室の床の高さ及び防湿方法）	○	○	○	○
第28条（便所の採光及び換気）	○	○	○	○
第29条（くみ取便所の構造）	○	○	○	○
第30条（特殊建築物及び特定区域の便所の構造）	○	○	○	○
第37条（構造部材の耐久）	○		○	
第41条（木材）	○	○		
第42条（土台及び基礎）	○	○		
第43条（柱の小径）	○	○		

【正誤表】

下表に記載されている表に共通した正誤があります。

正) 鉄網

誤) 鉄鋼

P45	表 1-24	耐力壁ハ(3) i、耐力壁ハ(4) i
P47	表 1-25	耐力壁ハ屋外側(5)、同(6)、同(8)
P51	表 1-29	屋根ハ x
P56	表 1-32	耐力壁ハ屋外側(5)、同(6)、同(8)
P60	表 1-36	軒裏 iv、同 v、同 vi
P61	表 1-37	口 ii、同 iii
P63	表 1-38	口 ii、同 iii
P66	表 1-40	口 ii、同 iii
P69	表 1-42	口 ii、同 iii
P70	表 1-43	イ ii、同 iii
P70	表 1-44	イ ii、同 iii
P73-	表 1-45	耐力壁口屋外側 v、 耐力壁ハ屋外側 ii、同 iv、同 v
P74	表 1-46	ハ①

表 3-76 「区画避難安全検証法の流れ」における
最下段「区画避難安全性能の検証」(3)内において

誤：

$$\begin{aligned} & (\text{区画からの避難終了時間}) \cong \\ & (\text{火災室から流出した煙、ガスの危険領域までの降下時間}) \end{aligned}$$

正：

$$\begin{aligned} & (\text{区画からの避難終了時間}) \leq \\ & (\text{火災室から流出した煙、ガスの危険領域までの降下時間}) \end{aligned}$$

表4-9 用途地域内の自動車車庫の制限

(凡例) A：自動車車庫で建築物として扱うものの延べ面積
 B：自動車車庫で工作物として扱うものの築造面積
 S：自動車車庫以外の用途の延べ面積

用途地域	用途規制	
	独立車庫	附属車庫 ³
第1種低層住居専用地域 ^{*1}	B ≤ 50㎡	2階以上の部分にないもので下記のいずれかを満たすもの ① S > 600㎡かつB > 50㎡の場合 A + B ≤ 600㎡ ② S > 600㎡かつB ≤ 50㎡の場合 A ≤ 600㎡ ③ S ≤ 600㎡かつB > 50㎡の場合 A + B ≤ S ④ S ≤ 600㎡かつB ≤ 50㎡の場合 A ≤ S
第2種低層住居専用地域 ^{*1}		
田園住居地域 ^{*1}		
第1種中高層住居専用地域 ^{*1}	A ≤ 300㎡かつ2階以下および B ≤ 300㎡ (都市計画として決定されたものは面積制限なし)	3階以上の部分にないもので下記のいずれかを満たすもの ① S > 3,000㎡かつB > 300㎡の場合 A + B ≤ 3,000㎡ ② S > 3,000㎡かつB ≤ 300㎡の場合 A ≤ 3,000㎡ ③ S ≤ 3,000㎡かつB > 300㎡の場合 A + B ≤ S ④ S ≤ 3,000㎡かつB ≤ 300㎡の場合 A ≤ S
第2種中高層住居専用地域 ^{*1} ^{*2}		
第1種住居地域 ^{*1}	A ≤ 300㎡かつ2階以下および B ≤ 300㎡ (都市計画として決定されたものは面積制限なし)	3階以上の部分にないものでかつA + B ≤ S
第2種住居地域 ^{*1}		
その他の用途地域	制限なし	制限なし

※1 公告対象区域（法第86条の一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る指定がされた区域）内の附属車庫の緩和

1 低層、2 低層、田園住 一敷地内にある附属自動車車庫の床面積の合計 2,000㎡以下
 かつ公告対象区域内の附属自動車車庫の床面積の合計 600㎡×敷地数以下

1 中高、2 中高 一敷地内にある附属自動車車庫の床面積の合計 10,000㎡以下
 かつ公告対象区域内の附属自動車車庫の床面積の合計 3,000㎡×敷地数以下

1 住、2 住 公告対象区域内の車庫を除く建築物の延べ面積の合計以下

※2 2 中高においては、主たる用途が1 中高の許容用途以外の用途に供する建築物に附属する自動車車庫については、その用途に供する部分と附属自動車車庫との合計が1,500㎡以内に制限されます。（別表第2（に）8号）

例：2 中高で建築することができる物販販売業を営む店舗（床面積1,000㎡）に附属する自動車車庫の上限は1,000㎡（A ≤ S）ではなく500㎡（A + S ≤ 1,500㎡）となります。

3 独立の車庫として許容されるものは建築可能